

長野県山岳総合センター 資料集

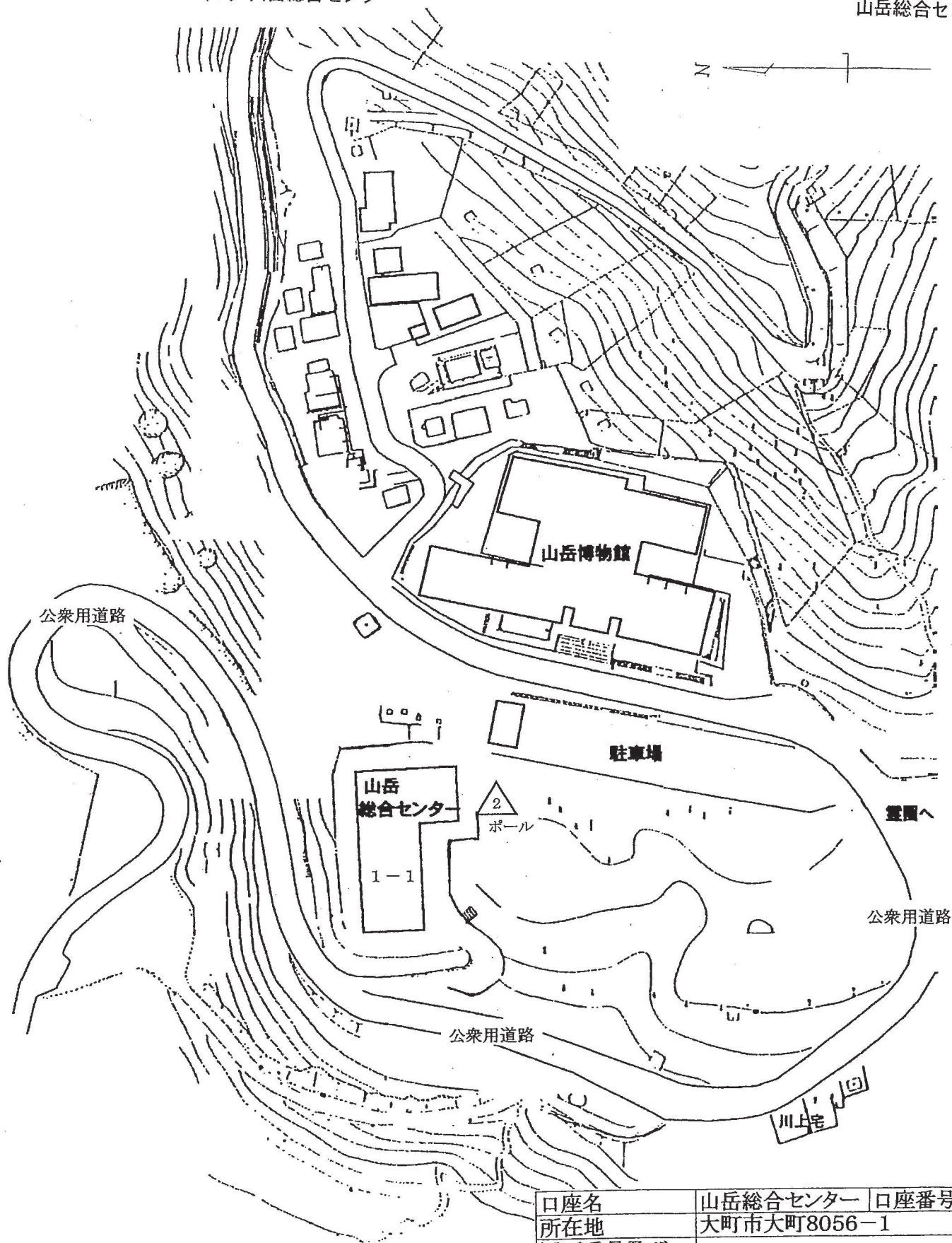
<目次>

1	施設配置図	1
2	施設平面図	3
3	施設の詳細	5
4	職員体制	5
5	施設利用状況	6
6	利用料金及び減免	7
7	管理運営経費の状況	8
8	燃料等エネルギーの使用量	8
9	修繕等の状況	9
10	外部委託の状況	9
11	貸与物品（寝具）の状況	9
12	主な事業の実施状況	10
13	備品一覧	12
14	主な物品一覧	13
15	その他の取扱いについて	17
16	地方自治法（抄）	18
17	長野県山岳総合センター条例	20
18	長野県山岳総合センター規則	23

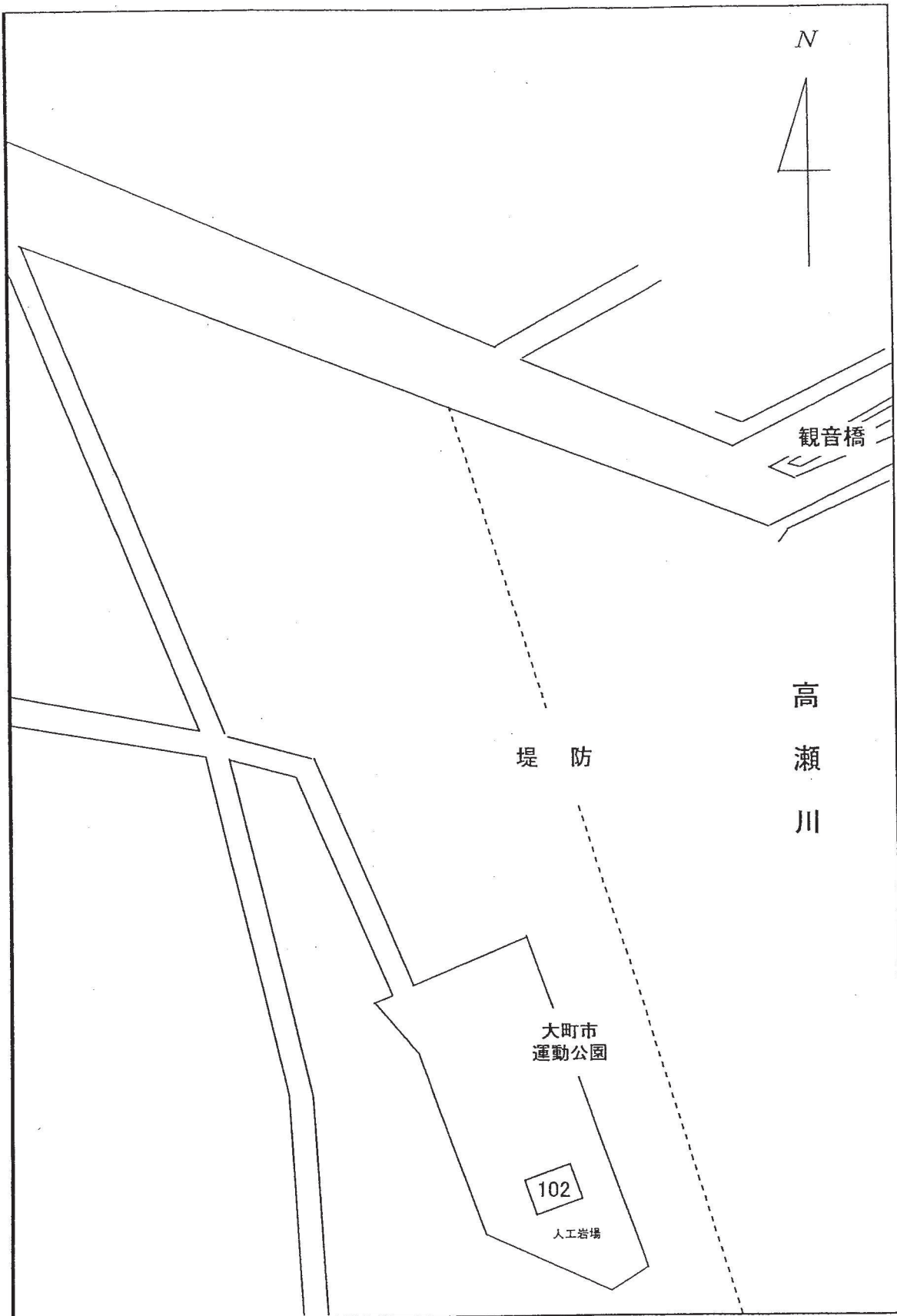
1 施設配置図

(1) 山岳総合センター

山岳総合センター



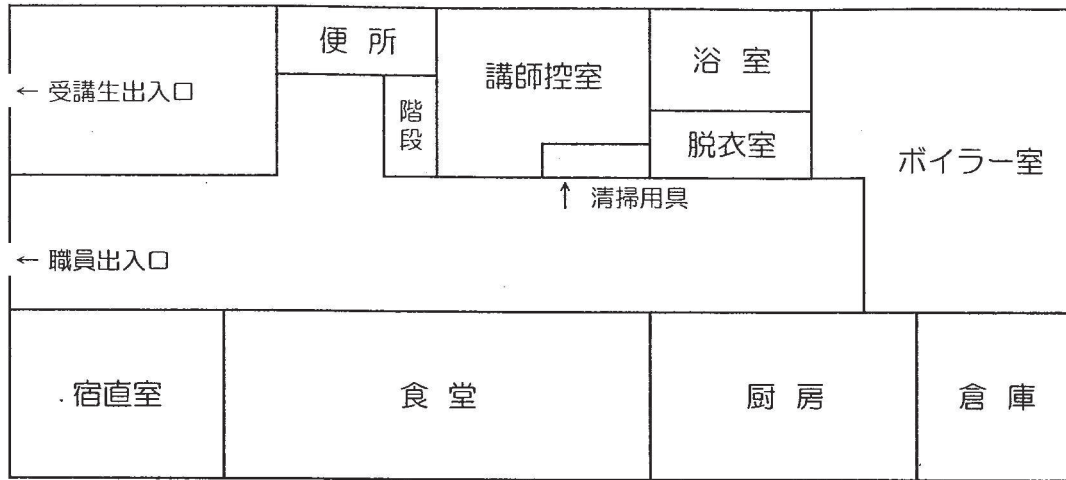
口座名	山岳総合センター	口座番号	101
所在地	大町市大町8056-1		
図面番号及び 図面の名称	3 配置図		
縮尺	1/500		
調製年月日	平成15年5月2日		
調製者の職氏名	主任 中野 直久		



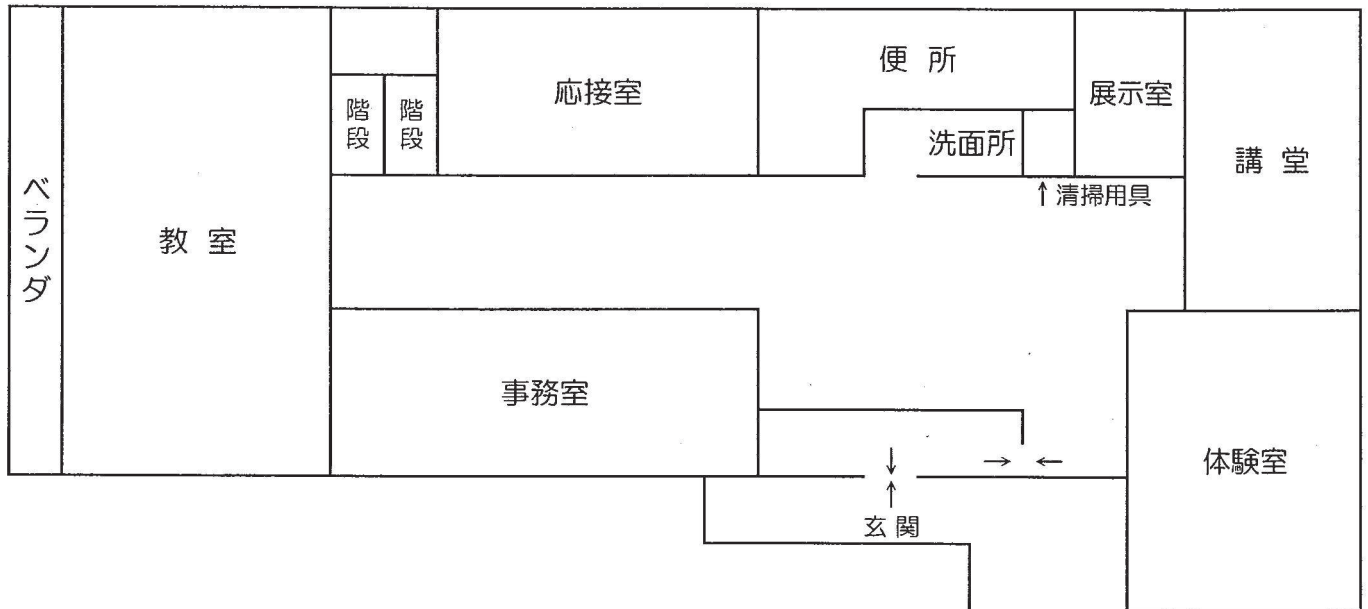
口座名	人工岩場	口座番号	102
所在地	大町市大字常盤5638-47		
図面番号及び 図面の名称	4 配置図		
縮尺			
調製年月日	平成15年5月2日		
調製者の職氏名	主任 中野 直久		

山岳総合センター建物平面図

【1階】



【2階】



【3階】 講師4名×2室=8名 受講生8名×7室=56名 計64名



3 施設の詳細

(建物)

(建築面積)	515.48
延面積	1086.80

1 階		254.10
内 訳	食堂	50.05
	厨房	22.15
	浴室	12.04
	機械室	32.92
	乾燥室	29.87
	講師控室	14.20
	宿直室	13.65
	W・C	8.00
	倉庫	10.65
	その他	60.57

2 階		483.26
内 訳	事務室	39.92
	応接室	20.09
	講堂	120.89
	教室	83.83
	図書室	13.22
	体験室	73.50
	W・C	24.88
	洗面所	9.15
	その他	97.78

3 階		335.44
内 訳	講師宿泊室2室	34.93
	一般宿泊室7室	122.22
	談話室	25.00
	印刷室	12.50
	予備室	14.94
	登山準備室	15.00
	洗濯室	10.09
	倉庫	59.57
	W・C	15.14
	洗面所	8.82
	その他	17.23

車庫	14.00
----	-------

4 職員体制

《令和元年度》

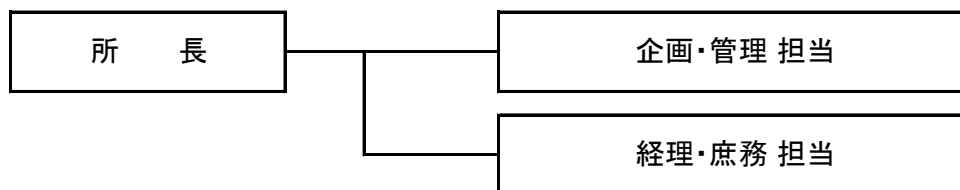
総員 4人

(内訳) 正規職員 4人

所長(総括) 1人

企画・管理・経理 担当職員 3名

(企画、管理、経理、庶務 担当)



5 施設利用状況

(1) 平成30年度(2017年度)の利用状況

月	利用事業					主催事業		合計 延べ人数
	施設全体利用		部分的利用		延べ回数	人数	(うち宿泊)	
	人数	(うち宿泊)	ボルダリング壁	人工岩場				
4月	150	96	261	165	576	50	23	626
5月	11	11	185	386	582	24	9	606
6月	50	27	272	318	640	76	39	716
7月	17	17	298	199	514	47	0	561
8月	108	37	171	126	405	38	12	443
9月	126	82	318	354	798	60	13	858
10月	11	10	275	207	493	40	20	533
11月	272	169	350	231	853	58	18	911
12月	95	125	247	158	500	96	44	596
1月	115	73	195	0	310	44	16	354
2月	103	84	265	4	372	92	15	464
3月	168	49	368	72	608	49	16	657
合計	1,226	780	3,205	2,220	6,651	674	225	7,325
前年実績	1,537	775	3,517	1,672	6,726	985	381	7,711
増減	△ 311	5	△ 312	548	△ 75	△ 311	△ 156	△ 386

(2) 平成29年度(2016年度)の利用状況

月	利用事業					主催事業		合計 延べ人数
	施設全体利用		部分的利用		延べ回数	人数	(うち宿泊)	
	人数	(うち宿泊)	ボルダリング壁	人工岩場				
4月	84	40	409	185	678	113	69	791
5月	8	34	351	360	719	22	9	741
6月	16	24	415	220	651	128	56	779
7月	73	58	270	265	608	92	45	700
8月	296	142	172	98	566	63	23	629
9月	201	100	339	201	741	62	7	803
10月	187	25	358	171	716	117	41	833
11月	308	175	297	89	694	68	24	762
12月	0	4	173	26	199	110	54	309
1月	170	99	202	14	386	72	36	458
2月	39	27	256	6	301	90	0	391
3月	155	47	275	37	467	48	17	515
合計	1,537	775	3,517	1,672	6,726	985	381	7,711
前年実績	1,032	585	4,393	2,169	7,594	1,096	500	8,690
増減	505	190	△ 876	△ 497	△ 868	△ 111	△ 119	△ 979

6 利用料金及び減免(現行)

(1) 利用料金

ア 宿泊施設

区 分	金 額
一 般	1人1泊について 900円
小・中学校及び高校生	1人1泊について 450円

イ 教室、講堂及び体験室

区 分	金 額		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後8時まで
専用する場合	2,700円	2,700円	2,700円
専用しない場合	1人について 100円	1人について 100円	1人について 100円

(2) 利用料金の減免

減免の対象	減免額
県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が利用するとき	全 額
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が利用するとき	全 額
山岳遭難防止対策組織が利用するとき	全 額
多子世帯応援プレミアムパスポートの交付を受けている世帯の18歳以下の子どもが体験室を利用するとき	左欄の世帯の18歳以下の子どもの数から2を減じた人数分に相当する額

7 管理運営経費の状況

(単位:千円)

支出項目	平成29年度(2017年度)			平成30年度(2018年度)		
	管理・利用	主催事業	合計	管理・利用	主催事業	合計
給料手当	23,641	0	23,641	22,866	0	22,866
福利厚生費	3,674	0	3,674	3,290	0	3,290
広告宣伝費	202	0	202	124	0	124
報償費	55	0	55	55	0	55
交際費	29	21	51	16	11	28
旅費交通費	194	1,739	1,933	184	1,461	1,645
通信費	293	1	294	219	2	220
水道光熱費	775	0	775	644	0	644
燃料費	426	0	426	386	0	386
消耗品費	342	81	423	589	33	622
公租公課	1,456	0	1,456	1,345	0	1,345
修繕費	137	0	137	438	0	438
保険料	616	98	714	560	84	644
保守点検費	257	0	257	379	0	379
印刷製本費	355	2	358	391	0	391
食糧費	10	544	554	22	369	391
リネン費	45	0	45	3	10	13
講師料	0	2,858	2,858	0	2,265	2,265
他施設利用料	35	12	46	0	6	6
支払手数料	51	1	51	39	0	39
雑費	192	0	192	146	0	146
主催事業センター利用費	0	359	359	0	216	216
合計	32,786	5,715	38,502	31,697	4,457	36,154

8 燃料等エネルギーの使用量

区分	単位	使用量		
		平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	
燃料費	A重油	ℓ	3,019	2,763
	灯油	ℓ	1,870	1,101
	LPガス	m ³	43.9	46.8
光熱水費	電気	kwh	21,654	18,699
	水道	m ³	2,394	2,307

9 修繕等の状況

(1) 修繕の状況

(単位:円)

平成29年度(2017年度)		平成30年度(2018年度)	
内 容	金 額	内 容	金 額
人工岩場終了点金具	13,500	センター看板補修費	135,000
浄化槽マンホール交換	71,280	浄化槽ブロワー交換(2台、日特工業)	250,020
ブラインド修理代金(教室西側ブラインド)	7,560	床貼り替えPタイル用ボンド	11,104
プロジェクター修理費	16,448	床貼り替え用Pタイル	5,122
トイレ漏水工事	28,000	2階 男子トイレ修繕	19,440
		テント修理代	46,029
計	136,788	計	420,686

(2) 登山装備・施設の更新

(単位:円)

平成29年度(2017年度)		平成30年度(2018年度)	
内 容	金 額	内 容	金 額
スラックライン	3,524	クライミングシューズ2足	18,000
人工岩場マット、水道蛇口	23,997	テント用収納袋	1,377
人工岩場カラビナ	33,902	パルスオキシメーター	18,576
充電式クリーナー	27,980	ボルダリング補助マット	10,281
電気掃除機本体	22,421	アイゼン2台	21,426
ハーネス、クライミングシューズ	50,949	記録式パルスオキシメータ2式・解析ソフトウェア他	331,000
事務室用ガスコンロ	4,272	ホールド	4,039
ファンヒーター	21,800	雪温計 2本	1,798
子ども用ボルダリングシューズ	970	テント・ポール袋	8,445
アイゼンバンド	1,080	ティファールポット	3,987
R1 カット合板	5,682	ソリマチ給料王バージョンアップ	21,600
ボルダリング補助マット (3枚、ベアール)	16,524	テントポール購入	27,702
スリング他装備	40,000		
計	253,101	計	468,231

10 外部委託の状況 <<平成30年度(2018年度)>>

(単位:円)

業務の名称	業務の内容	金 額
消防設備点検業務	消防法の規定に基づく点検	97,999
浄化槽保守点検	浄化槽法の規定に基づく点検	48,880
人工岩場保守点検	人工岩場の安全確保	64,800

11 貸与物品(寝具)の状況

種 類	数 量	種 類	数 量
羽毛掛布団(1400×2000)	64	毛布(1400×2000)	64
羊毛混敷布団(1000×2000)	64	枕(300×450)	64
賃貸料		350円/人・回	
手配方法		受講生から使用料を預かり、月毎に業者の指定口座に振り込む	

12 主な事業の実施状況

(1) 主催講習の実施状況 <<平成30年度(2018年度)>>

月	記号	講習名	日程	定員	参加	内容	
4	G1	初めてのスポーツクライミングA	4月14日(土)～4月14日(土)	1日	12	10	スポーツクライミングのギアの説明、トップロープクライミング実践。
	G2	ステップアップ・スポーツクライミングA	4月15日(日)～4月15日(日)	1日	12	0	雨天のため中止
	G3	雪山登山はじめの一歩 in 八方尾根	4月21日(土)～4月22日(日)	2日	18	6	雪山登山を始めようとする初心者向けの講習。雪山登山の特徴の講義、ピッケル・アイゼン・ビーコンなどの装着や操作などの実技。
	H1	あなたの登山体力、知っていますか？	4月25日(水)～4月25日(水)	1日	50	44	山のグレーディングと登山体力のグレーディングの講義、体力のセルフチェックの実施。
	F1	開講式 残雪期登山の基礎	4月28日(土)～4月30日(月)	3日	25	19	「リーダーコース」1回目の講習。雪上技術の講義。登山の実践。
5	G4	【基礎】雪上技術講習in針ノ木雪渓(センター泊)	5月12日(土)～5月13日(日)	2日	15	9	G3「雪山登山はじめの一歩in八方尾根」のステップアップ講習。雪上技術、雪崩についての講義。
	P1	学校登山お役立ち講座A(松本)	5月15日(火)～5月15日(火)	1日	30	10	学校登山に役立つ医療の知識を、国際山岳医から学ぶ講習。(1回目)
	F2	残雪期登山の応用	5月19日(土)～5月20日(日)	2日	25	18	「リーダーコース」2回目の講習。雪上技術やロープワーク技術の講座。ロープワークの知識、技術講座。
	G5	【実践】雪上技術講習in針ノ木雪渓(テント泊)	5月19日(土)～5月20日(日)	2日	15	15	雪山経験者に、より実践的な雪山登山の知識・技術・判断力を養成する講習。雪上でのテント設営・雪上歩行技術・滑落停止技術等、実践含めた講習。
	G6	【基礎】雪上技術講習in針ノ木雪渓(1日)	5月23日(水)～5月23日(水)	1日	10	0	雨天のため中止
	P2	学校登山お役立ち講座B(諏訪)	5月25日(金)～5月25日(金)	1日	30	8	学校登山に役立つ医療の知識を、国際山岳医から学ぶ講習。(2回目)
	H2	登山体力セルフチェック in 美ヶ原	5月27日(日)～5月27日(日)	1日	50	39	山のグレーディングと登山体力のグレーディングの講義、体力のセルフチェックの実施。
6	B1	教室①「クライミングに挑戦だ！」	6月3日(日)～6月3日(日)	1日	20	18	人工岩場で、スポーツクライミングの楽しさを体験する小・中学生対象の教室。
	Q1	長野県高等学校顧問登山研修会	6月8日(金)～6月8日(金)	1日	30	18	安全に配慮した登山部活動について講義、ワークショップ。
	G7	夏山登山の基礎知識(机上講習)	6月9日(土)～6月10日(日)	2日	50	20	安全に夏山登山を行うための、基礎的な知識や技能を習得する講習
	P3	学校登山お役立ち講座C(塩尻)	6月12日(火)～6月12日(火)	1日	30	24	学校登山に役立つ医療の知識を、国際山岳医から学ぶ講習。(3回目)
	C1	Step1 夏山登山の基礎知識	6月16日(土)～6月17日(日)	2日	20	16	登山の初心者を対象とした、安全登山の基本的な知識と考え方や、登山の生理学、気象、地図読みなどの基礎知識を学ぶ講習。
	A1	ライチョウを観察し、生態を学ぼう(in立山)	6月23日(土)～6月24日(日)	2日	15	16	立山・室堂で、ライチョウを観察しその生態について学ぶ講座。
7	E1	初めての岩登り	6月30日(土)～7月1日(日)	2日	18	17	岩登りに必要な、道具の使い方・ロープの結び方・クライミングシステム・懸垂下降技術を学ぶ講習。
	C2	Step2 入門！爺ヶ岳登山	7月7日(土)～7月8日(日)	2日	20	0	雨天のため中止
	F3	危険個所の通過技術	7月14日(土)～7月16日(月)	3日	25	19	「リーダーコース」3回目の講習。救急法の講習、ロープを使った危険個所の通過技術の実践。
	A2	花と昆虫 その共生を学ぶ(in針ノ木雪渓)	7月18日(水)～7月19日(木)	2日	10	9	市立大町山岳博物館との連携事業として開催した野外活動講座。登山しながら、花と昆虫の関係について学び、自然環境を考える講習。
	C3	Step3 実践！烏帽子岳登山	7月21日(土)～7月22日(日)	2日	20	13	夏山の登山技術や知識についての実技講習。
	B2	教室②in高瀬渓谷「湯俣で足湯に入ろう」	7月21日(土)～7月21日(土)	1日	15	0	晴嵐荘へ渡るつり橋破損のため中止
	E2	岩登りの実践 I	7月28日(土)～7月29日(日)	2日	18	0	台風12号のため中止
8	B3	教室③「親子スポーツクライミング教室」	8月4日(土)～8月4日(土)	1日	30	23	子どもと保護者を対象にしたスポーツクライミング教室。
	Q2	高校スポーツクライミング教室 A	8月8日(水)～8月8日(水)	1日	20	16	クライミングの基礎知識とデモを交えた技術解説を行った後、トップロープの確保技術を中心とした実技講習。
	Q3	高校スポーツクライミング教室 B	8月9日(木)～8月9日(木)	1日	20	4	トップロープのクライミングの確保技術等の実技講習。
	Q4	高校スポーツクライミング教室 C	8月10日(金)～8月10日(金)	1日	20	10	安全管理を含めたクライミングの知識・技術の習得講習。
	E3	岩登りの実践 II	8月11日(土)～8月12日(日)	2日	18	12	人工岩場、自然岩場での岩登り実践。
	C4	Step4 チャレンジ！槍ヶ岳登山	8月24日(金)～8月26日(日)	3日	20	13	登山の実践。
	B4	教室④「中学生登山教室」	8月25日(土)～8月26日(日)	2日	10	0	参加申し込みがなかったため中止
9	G8	初めてのスポーツクライミングB	9月1日(土)～9月1日(土)	1日	12	7	スポーツクライミングにおける基礎的な知識・技術や安全確保についての考え方、身体の使い方の講義、実技講習。
	G9	基礎から学ぶテント泊入門	9月1日(土)～9月2日(日)	2日	15	0	晴嵐荘へ渡るつり橋破損のため中止
	G10	ステップアップ・スポーツクライミングB	9月2日(日)～9月2日(日)	1日	12	9	トップロープクライミングを経験している方対象に「クリップ動作」と「リードクライミングの確保技術」の実技講習。
	G11	山でのビバーク技術と危急時対応を学ぼう	9月8日(土)～9月9日(日)	2日	16	9	ケガなどに対する初歩的な応急手当、搬送方法、滑落等を想定した危急時の対策についての実技講習。
	G12	登山者のための歩き方講座	9月8日(土)～9月9日(日)	2日	12	5	疲れにくく膝や腰に負担の少ない効率的な歩き方や身体の使い方の実技講習。
	F4	登山のリスクとその対処 I	9月15日(土)～9月16日(日)	2日	25	16	「リーダーコース」4回目の講習。危急時対応の方法、危険個所の通過技術の講義、実技講習。
	E2-2	岩登りの実践補講	9月22日(土)～9月23日(日)	2日	18	10	岩登りのリスク、岩場での岩登り実践講習。
	A3	白馬三山、その誕生のヒミツに迫る！	9月28日(金)～9月30日(日)	3日	15	12	白馬岳、杓子岳、白馬鍵ヶ岳に登り、白馬三山の成り立ちと、その誕生の秘密に迫ることをねらいとした講習。

月	記号	講習名	日程	定員	参加	内容	
10	F5	登山のリスクとその対処Ⅱ	10月6日(土)～10月8日(月)	3日	25	17	「リーダーコース」5回目の講習。 危急時対応、危険個所の通過技術、無雪期登山のまとめの講義、実技。
	R1	指導者研修会(岩登り)	10月13日(土)～10月14日(日)	2日	20	15	指導者や山岳会のリーダーが、安全な岩登りの知識・技術及び指導法を学ぶ、実践的講習。
	B5	教室⑤in高遠「アウトドアでわくわくチャレンジ」	10月20日(土)～10月21日(日)	2日	15	4	国立信州高遠青少年自然の家を利用して2日目は守屋山に登る、小学生対象の野外活動講座。
	G13	地図読みの実践	10月20日(土)～10月21日(日)	2日	15	8	実践的に読図を学ぶ講習。
11	G14	岩登りのリスクとその回避	11月3日(土)～11月4日(日)	2日	15	9	「岩登り入門コース」または「リーダーコース」の修了者対象にした、岩登りの危険、危険回避及び基本的な対処方法を学ぶ講習。
	G15	スポーツクライミング安全技術講習会	11月17日(土)～11月18日(日)	2日	15	12	スポーツクライミング指導員資格を有している方等を対象にした、最新の用具を含めた各種器具について、安全な確保技術及び指導法について学ぶ講習。
12	G16	冬山登山の基礎知識(机上講習)	12月1日(土)～12月2日(日)	2日	25	28	冬山登山の基礎的な知識(装備や気象、雪崩等)を学ぶ講習。
	D1	冬山登山の基礎知識(机上講習)	12月1日(土)～12月2日(日)	2日	25	21	「冬山入門コース」の1回目。 冬山の基本的な知識、心構え・装備・雪崩と対策・気象を学ぶ講習。
	F6	冬山登山の計画	12月8日(土)～12月9日(日)	2日	25	16	リーダーコース6回目の講習。 冬山登山の基本、雪崩埋没時の対応やシート搬送といった、冬山特有の危急時対応の仕方を学ぶ講義、実技。
	G17	冬山登山はじめの一步inハケ岳	12月15日(土)～12月16日(日)	2日	12	19	冬山初心者向け実技講習。
1	D2	初めての冬山日帰り登山	1月12日(土)～1月13日(日)	2日	25	16	「冬山入門コース」の2回目。 雪山登山に必要な装備の扱い方、雪上の歩き方、寒さ対策などの基本についての実技講習。
	G18	雪山のリスクとその回避	1月26日(土)～1月27日(日)	2日	10	9	雪山の危険を知り、その回避及び基本的な対処方法を実践的に学ぶ講習。
2	D3	初めての冬山テント泊登山	1月14日(土)～1月15日(日)	2日	25	13	「冬山入門コース」の3回目。 雪上での歩行やルートファインディング、雪洞の掘り方、雪山での危急時対策などについて総合的に学ぶ講習。
	F7	冬山登山の実践	2月8日(金)～2月11日(月)	4日	25	15	「リーダーコース」7回目の講習。 深雪わかん歩行、雪崩捜索と救助の技術の実技講習。
	G19	冬山登山の実践(雪洞泊)	2月16日(土)～2月17日(日)	2日	15	18	雪洞を利用した冬山登山を学ぶ実践講習。
3	F8	修了講習 閉講式	3月9日(土)～3月10日(日)	2日	25	16	「リーダーコース」8回目。岩場の危険個所の通過技術の実技講習。

(2) 講習以外の事業の実施状況

ア.調査研究事業

登山を取り巻く環境変化や登山者意識の動向等を把握し、研修講座の充実を図る目的で毎年実施。

《平成29年度(2017年度)》長野県中学校登山動向アンケート調査

《平成30年度(2018年度)》高所登山のためのトレーニングと体調管理

イ.援助・相談

安全な学校登山等を実施するため、又引率者等の資質の向上のため、要請に応じて職員を派遣して、事前学習等を実施。

《平成30年度(2018年度)》

- ・中学校・高校の講習5回
- ・教育会登山の引率
- ・社会人山岳会・企業に安全登山の出張講習各1回

ウ.信州登山案内人事業に係る支援

- ・信州登山案内人試験について、県観光部の依頼により、筆記試験問題の作成、事前説明会、実技試験の実施及び試験員の確保等
- ・信州登山案内人講師研修会の実施

13 備品一覧

品目	名称	数量	規格	取得価格	取得年月日	保管場所
ケース	ウインドケース	1	2, 250m/m×2, 700×1, 200	113,000	1971/3/5	3階倉庫
ストーブ	ペレットストーブ	1	信州型 770×810×400(mm)	350,000	2007/3/30	事務室
映写機	16ミリ映写機	1	エルモ16-AA	250,000	1978/6/26	講堂
その他の通信機器	所内放送機器一式	1		148,700	1981/8/26	事務室
トランシーバー	遭対無線機	1	Panasonic EK-39-SR携帯用無線機	179,220	1989/6/14	事務室
トランシーバー	遭対無線機	1	Panasonic EK-39-SR携帯用無線機	179,220	1989/6/14	事務室
診療治療器具	自動体外式除細動器(AED)	1	PHILIPS ハートスタートFR2+除細動器 M3861A	243,600	2006/8/24	玄関ロビー
動物標本	剥製	1	月の輪熊(オス)	100,000	1971/9/13	玄関ロビー
植物模型	コマクサ	1		111,500	1976/2/28	玄関ロビー
植物模型	トウヤクリンドウ	1		112,500	1976/2/28	玄関ロビー
植物模型	ウサギギク	1		120,000	1977/8/24	玄関ロビー
植物模型	ミヤマリンドウ	1		140,000	1977/8/24	玄関ロビー
植物模型	ハクサンフウロ	1		117,000	1978/8/25	玄関ロビー
植物模型	チングルマ	1		140,000	1979/6/12	玄関ロビー
植物模型	シナノキンバイ	1		120,000	1979/6/12	玄関ロビー
植物模型	イワウメ	1		100,000	1979/6/12	玄関ロビー
植物模型	ハクサンイチゲ	1		160,000	1980/7/12	玄関ロビー
植物模型	ミヤマダイエンソウ	1		150,000	1980/7/12	玄関ロビー
植物模型	ミキマウスユキソウ	1		110,000	1981/9/24	玄関ロビー
植物模型	ウラシマツツジ	1		110,000	1981/9/24	玄関ロビー
植物模型	ミヤマキンポウゲ	1		140,000	1981/9/24	玄関ロビー
植物模型	キバナシャクナゲ	1		230,000	1982/8/31	玄関ロビー
植物模型	シラタマノキ	1		130,000	1982/8/31	玄関ロビー
植物模型	ミズバショウ	1		352,000	1983/8/31	玄関ロビー
植物模型	イブキジャコウソウ	1		156,600	1984/11/27	玄関ロビー
植物模型	オオバキスミレ	1		118,400	1984/11/27	玄関ロビー
登山用品	テント	1	ダンロップ外張フライシート付	106,000	1987/1/13	登山装備室
登山用品	テント	1	スタードームテント(6~7人用)	113,454	1995/7/14	登山装備室
登山用品	テント	1	スタードームテント(6~7人用)	113,454	1995/7/14	登山装備室
映画フィルム	登山のすすめ	1	16mmカラー33分	150,000	1982/2/15	講堂
映画フィルム	冰雪技術	1	16ミリカラー	105,000	1982/11/9	講堂
映画フィルム	岩登り技術(基礎編)	1	16ミリカラー	108,000	1983/6/23	講堂

14 主な物品一覧

(1) 管理運営関係物品

区分	品名	規格等	数量	保管場所
浴室関係	風呂桶	プラスチック	10	浴室
	風呂いす	プラスチック	5	〃
	脱衣籠	プラスチック	10	脱衣所
受講生出入室	長机	40×180	1	受講生出入口
	長机	45×180	1	〃
宿直室	掛布団		2	宿直室
	敷布団		1	〃
	毛布		1	〃
	座布団		4	〃
	炬燵	電気炬燵	1	〃
	炬燵板		1	〃
	テレビ台		1	〃
厨房	ガス釜	8リットル炊き(内径42cm)	2	厨房
	ガスコンロ	三層コンロ	1	〃
	〃	二層コンロ	1	〃
	ポット	2.2リットル	4	〃
	〃	2.5リットル	1	〃
	大鍋	50cm	1	〃
	〃	40cm	2	〃
	〃	30cm	4	〃
	荒い桶	40cm	3	〃
	網ざる	大	2	〃
	食器類	飯椀プラスチック	70	〃
	〃	汁椀プラスチック	70	〃
	〃	湯のみプラスチック	70	〃
	〃	丸橋	100	〃
	〃	カレー皿プラスチック	70	〃
	〃	スプーン	100	〃
	〃	コップフェル	70	〃
	食堂	掃除用具一式	作り付け収納個	1
テーブル		食堂テーブル	14	食堂
事務室	椅子	食堂椅子	48	〃
	事務用机	75×147	1	事務室
	〃	75×120	1	〃
	〃	75×110	4	〃
	テーブル	90×90	1	〃
	事務用椅子		6	〃
	折りたたみ椅子		6	〃
	冷蔵庫	東芝	1	〃
	アナログテレビ	シャープ、デジタルチューナー付	1	〃
	電気ポット	タイガー、2.2リットル	1	〃
	シュレッター	コクヨ	1	〃
	館内放送設備器機一式		1	3F倉庫・備品計上
	電話機		3	〃
	レーザープリンター	キャノン	1	3F倉庫
	棚・ロッカー	書棚	スチール製・88×175(ガラス戸)	1
〃		スチール製・97×175	1	事務室
ロッカー		スチール製・51×88	1	〃
書棚		スチール製・88×88	1	〃
耐火金庫		スチール製・51×93	1	〃
ファイリングキャビネット		スチール製・39×74	1	〃
ロッカー		スチール製・90×180(3連)	1	〃
脇机		スチール製・41×74	1	〃
書棚・ロッカー		スチール製・88×180	1	〃
整理棚		スチール製・120×75	1	〃

区分	品名	規格等	数量	保管場所	
棚・ロッカー	書棚	スチール製・88×88	1	〃	
	食器棚	木製	1	〃	
	ペレットストーブ		1	〃 備品計上	
	掛時計	電波時計	2	〃	
応接室	応接机		1	応接室	
	長いす		1	〃	
	椅子		1	〃	
	書棚	176×88	6	〃	
	〃	90×37	4	〃	
	ロッカー	90×180(3連)	1	〃	
	〃	46×180	1	〃	
	絵画		1	〃	
	壁掛時計	SEIKO-QUART	1	〃	
色紙(額入り)長谷川恒夫氏	(41×38)	1	〃		
長野県山岳連盟海外	岩石:イムジャ氷河の痕跡の石	8cm×12cm	1	3F倉庫	
遠征隊登山資料等 (ギャチュンカン登山隊)	岩石:ギャチュンカン頂上の石	7cm×8cm	1	〃	
	登頂証明書(額入り)	33cm×31cm	1	〃	
	ネパール国旗	35cm×46cm	1	〃	
	ショートピッケル	55cm	1	〃	
	ペナント	16cm×37cm	1	〃	
	チベットのジュータン	47cm×44cm	1	〃	
	チベット暦の版木	31cm×8cm	1	〃	
	高僧伝の一部(額入り)	66cm×33cm	1	〃	
	飾り皿(ネパール)	直径26cm	1	〃	
	ギャチュンカン周辺概念図	37cm×26cm	1	〃	
	登頂写真パネル(モノクロ)	54cm×44cm	1	〃	
	ワッペン(県山協海外遠征隊佩用)	64, 67, 68, 69, 71①、71②各隊	6	〃	
	遠征隊登山装備	羽毛服	1	3F倉庫	
	〃	オーバーシューズ	1	〃	
	〃	オーバー手袋	1	〃	
	サングラス	冬山用	1	〃	
	酸素ボンベとレギュレーター	〃	1	〃	
	アイゼン	シモングレポン10本	1	〃	
	アイスハーケン	スクリュウ1、L1	2	〃	
	スノーバー	1967、ペルーアンデス登山隊使用	3	〃	
	登頂写真パネル(モノクロ)	24cm×29cm	1	〃	
	パタゴニアアンデス写真パネル(〃)	44cm×54cm	1	〃	
	ガウチョの水筒	30cm×17cm	1	〃	
	ガウチョのナイフ	30cm	1	〃	
	概念図	ネパドワンツアン周辺	1	〃	
	〃	サンタクルスノルテ周辺	1	〃	
	竹細工(キカポ)	35cm×43cm	1	〃	
	小物お守り(キング)	10cm	1	〃	
	帽子(メキシコソンボレロ)	45cm	1	〃	
	インディオの御椀	17cm	1	〃	
	アラスカエスキモー子供のおもちゃ	ぬいぐるみ10cm	1	〃	
	〃 子供の帽子	毛糸編み30cm	1	〃	
	書簡と記念バッジ	1985山協中国合同研修会礼状	1	〃	
	日韓親善登山隊資料等	記念ペナント1、ワッペン2、バッチ1	4	〃	
	台湾玉山山頂の石	8cm×8cm	1	〃	
	木彫	ニューギニア土民の彫刻	1	〃	
	幡織物	スカーフ白	1	〃	
	装飾織りかばん	22cm×30cm	1	〃	
	(イラン女子登山隊)	イラン国旗		1	〃
		寄せ書き(色紙)	24cm×27cm1、28cm×40cm1	2	〃
小物		キーホルダ1、バッチ1、ペンダント1	3	〃	
楯		16cm×22cm	1	〃	
	置物	ペン皿小	1	〃	

区分	品名	規格等	数量	保管場所
(インドヒマラヤ登山隊)	マニ石	24cm×27cm	1	〃
	アンデス氷河の石	22cm1、15cm2、12cm1、10cm1	5	〃
	現地生活用品	スカーフ白(粗織り)	1	〃
	〃	チベット帽20cm	1	〃
	〃	水タバコパイプ30cm	1	〃
(第6次日中合同隊)	記念丸盆	真鍮製直径38cm	1	〃
	山羊の頭蓋骨	46cm	1	〃
	毛皮: 獵師の尻当て	45cm	1	〃
	屋久杉の小枝	16cm	1	〃
	写真パネル	南・中・北アルプス40×405	1	玄関ホール
	観天望気説明パネル	90×180	1	〃
その他	掃除用具一式	スチールロッカー収納	一式	洗面所
	扁額 (楨 有恒)	111×46	1	2階教室
	〃 (松方三郎)	139×42	1	〃
	〃 〃	163×42	1	〃
	山岳写真パネル	120×94	1	〃
	ステレオカセットテープレコーダー	ソニー(52×13×25)	1	〃
	テレビ	ビクターC290S	1	〃
	ビデオカセット	VCH4910	1	〃
	可動式スクリーン		1	〃
	洋服用スチールロッカー	4連(90×51×179)	1	宿泊室(講師1)
	打ち合わせ机	木製(70×120×69)	1	〃
	椅子	木製(49×59×69)	4	〃
	くずかご	丸型(大)	1	〃
	洋服用スチールロッカー	4連(90×51×179)	1	宿泊室(講師2)
	打ち合わせ机	木製(70×120×69)	1	〃
	椅子	木製(49×59×69)	4	〃
	くずかご	丸型(大)	1	〃
	スチール丸イス	ウチダシステムチェア	4	宿泊室1号～7号室
	くずかご	丸型(大)	1	〃
	打ち合わせ机	木製(105×75×32)	2	談話室
	〃	木製(45×91×56)	1	〃
	スチールロッカー(書棚)	戸なし(88×40×94)	1	〃
	額縁(中国チベットより感謝状)	36cm×48cm	1	〃
	色紙(額入り)	(41cm×38cm)	4	廊下
	(小西政継、蘭一雄、山崎安治、古原和美の各氏)			
	書(額入り)		1	談話室
	秤量	亀井機械製作所(100kg26貫)	1	廊下
	掃除用具一式	スチールロッカー収納	一式	洗濯室
	(電気掃除機三台ほか)			
	寝具一式(レンタル用品)	掛布団、敷布団、毛布、枕	64	宿泊室
	寝具一式	掛布団、敷布団、毛布、枕	14	3F倉庫
	写真パネル(カラー)	槍ヶ岳(57×47)	1	2階踊り場
	〃	前穂明神(57×47)	1	〃
	〃	昭和基地オーロラ(45×35)	1	〃
	〃 (モノクロ)	冬山雪上訓練(53×42)	1	〃
	寄贈: 登山記念バッチ(額装)	83座(40×48)	1	〃
	〃	71座(40×48)	1	〃
	寄贈者: 長野明夫氏(茅野市宮川)			
	写真パネル(カラー)	鹿島槍ヶ岳(57×47)	1	3階踊り場
	〃	白馬鍾ヶ岳(57×47)	1	〃
〃	焼岳 (57×47)	1	〃	
〃	針ノ木岳 (57×47)	1	〃	
〃	セリッククラムスターグ(103×73)	1	〃	

目的	品目	No.	品名	規格	数量	備考
露営用具	テント	1	ICI スタードームテント	6~7人用	8	フライ・外張・ポール
		2	ICI スタードームテント	5~6人用	2	フライ・外張・ポール
		3	カモシカ ジャンボエスペース	6~7人用	2	フライ・内張・ポール
		4	カモシカ ライトエスペース	5~6人用	5	フライ・内張・ポール
		5	ダンロップ	6~7人用	2	フライ・外張・ポール
	ツェルト	6	RIPEN	黄色	6	
		7	HOSONO	青色	10	
	ガスストーブ	8	EPI ガスストーブ	低重心タイプ	8	
		9	EPI ガスストーブ		8	
		10	EPI パワーチャージャー		8	
		11	キャンピングガス ストーブ		3	
	ケロシンストーブ	12	SVEA	灯油専用	9	
		13	OPTIMUS	灯油専用	7	
		14	MSR フューエルボトル	975ml	6	
		15	SIGG フューエルボトル	700ml	10	
	コッヘル	16		6~7人用	18セット	
登攀用具	ロープ	1	11mm × 40m		13	
		2	9mm × 50m		8	
		3	9mm × 45m		15	
		4	9mm × 30m		18	
		5	8mm × 30m		1	
	ハーネス	6	PETZL ウイスチチ		13	子供用 全身タイプ
		7	PETZL XS		15	旧タイプ
		8	PETZL S		3	
		9	PETZL M		10	
		10	PETZL L		3	
		11	B・D XS~S		6	
		12	B・D M		6	
		13	B・D L		5	
		14	B・D アルパインポッド S		4	
		15	B・D アルパインポッド M		6	
	16	B・D アルパインポッド L		4		
	ヘルメット	17	PETZL エリオス		18	
		18	PETZL 旧タイプ		9	
		19	Colombet		4	
	安全環付カラビナ	20	PETZL ボールロックアクション		22	
		21	PETZL スクリューロック		12	
		22	simond オートロック		8	
		23	simond スクリューロック		8	
		24	KONG スクリューゲートカラー		10	
25		B・D D型		67		
登攀用具	カラビナ	26	B・D 変D型		17	
		27	ワイヤーゲート		11	
		28	オーバル		7	
	クイックドロ	29	B・D	10cm	30セット	
	プーリー	30	PETZL シングル		2	
	ロックハンマー	31	CASSN スチールシャフト		2	
		32	HOPE ウッドシャフト		7	
	ジャンピングキット	33	PETZL ROCPEC		2	
		34	エバニュー		6	
	ラチェット	35	ホープ		1	
	ラチェット	36	平型		4	
	ラチェット	37	縦型		1	
	ブレイクデバイス	38	B・D ATC		28	
	ディセッター	39	エイトカン		30	
ディセッターバックアップ	40	PETZL シヤント		13		
アッセンダー	41	PETZL アッセンションR/L		2セット		
ナチュラルプロテクション	42	B・D ストッパー #1~#13		4セット		
雪上登山用具	ピッケル	1	メタルシャフト カジタ		11	
		2	メタルシャフト シモン		4	
		3	ウッドシャフト		7	
	アイゼン	4	B・D		5	
		5	charlet		12	
		6	サレワ・カジタ		各1	
		7	旧タイプアイゼン		15	

目的	品目	No.	品名	規格	数量	備考
雪上登山用具	スノーピケット	8	MSR コヨーテ	91cm	33	
		9	大町建窓製・寄付		43	
	スノーフルーク	10	B・D デッドマン等		20	
	スノーソー	11			10	雪氷のこぎり
	ショベル	12	モンベル等 各種		21	ゾンデ棒
		13	B・D アルミ		3	
		14	B・D プラスチック アッセンション		6	
		15	アルミ製 長柄		12	
	アバランチビーコン	16	スチール製 短柄		10	
		17	BCA トラッカー		23	
18		アルペンビーコン		42		
その他	通信機器	1	遭難対策無線		2	遭対長野 150・151
		2	トランシーバー	特定小電力	12	
	パルスオキシメーター	3			4	
	のこぎり	4			10	

15 その他の取扱いについて(現行)

- (1) 登山用具、視聴覚教材等の貸し出しについて
 - ・山岳関係団体の研修等にセンター所蔵の登山用具、視聴覚教材等を貸し出す。
- (2) 利用者駐車場について
 - ・研修の際の受講者駐車場については、十分なスペースの駐車場が無いため、大町市霊園の駐車場を借用している。(センターから400m、徒歩5分)
- (3) 人工岩場、ボルタリング壁の保守点検について
 - ア 人工岩場
 - ・年1回、業者委託による保守点検の他、随時職員が点検を実施している。
 - イ ボルダリング壁
 - ・年1回程度、壁の塗装、ホールドのクリーンアップと組み替えを実施している。
- (4) 樋沢砂防堰堤について
 - ・樋沢砂防堰堤に大町建設事務所の占用許可を得て、登山訓練実施のための支点・アンカーが設置されているので、施設点検及び維持管理を行う。

16 地方自治法（抄）（昭和22年4月17日法律第67号）

第九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2～6（略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8～12（略）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2～3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

17 長野県山岳総合センター条例

昭和44年 3月31日
条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、山岳総合センターの設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 山岳に関する研究及び調査並びに安全な登山に関する知識及び技能の普及啓発その他の山岳における野外活動に関する教育事業並びに山岳における野外活動に関する普及事業を行うため、長野県山岳総合センター（以下「センター」という。）を大町市に設置する。

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者の指定は、センターの管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第6条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) センターの概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(指定の申請)

第7条 第5条の申請は、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、センターの管理の方法その他のセンターの管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他教育委員会規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第8条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。

(指定の告示)

第9条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 山岳に関する研究及び調査並びに山岳における野外活動に関する教育事業及び普及事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの休館日について、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) センターの利用時間について、午前9時から午後8時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) センターの利用の停止及び許可の取消しについて、利用者がその利用に関し他人の迷惑になるような行動をした場合その他の教育委員会規則で定める場合に行うことができるものとする。
- (4) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (5) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理を適切に行うために必要な基準で教育委員会が定めるもの
(協定の締結)

第12条 教育委員会及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項
(利用料金の納付等)

第13条 センターを利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について知事が定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

(利用料金の還付)

第15条 指定管理者は、既に納付された利用料金は還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、知事が定める額を基準とした額を還付することができる。

- (1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 利用の申込みをした者が知事が定める日までにその申込みを取り消したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

(管理等の委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(別表) (第13条関係)

1 宿泊施設

区 分	金 額	
一般	1人1泊について	900円
小・中学生及び高校生	1人1泊について	450円

2 教室、講堂及び体験室

区 分	金 額		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後8時まで
専用する場合	2,700円	2,700円	2,700円
専用しない場合	1人について 100円	1人について 100円	1人について 100円

(備考) 宿泊を伴う利用(専用する場合においては当該利用に係る参加者全員が宿泊する場合に限る。)については、適用しない。

18 長野県山岳総合センター規則

昭和44年3月31日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び長野県山岳総合センター条例（昭和44年長野県条例第33号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県山岳総合センター（以下「センター」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第3条の規定により利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を利用を開始する日の前10日までに条例第4条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、教室、講堂及び体験室を専用しないで利用する場合にあっては、利用しようとする日において口頭によることができる。

- (1) 氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 利用目的
- (3) 利用日時
- (4) 利用人員
- (5) 利用する施設の名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項（利用許可書等の交付）

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書（教室、講堂及び体験室を専用しないで利用する場合にあっては、その利用券）を交付しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更を承認したときは、その変更承認書を交付しなければならない。

3 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者その他のセンターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用に関し他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) 施設又は備品を損傷しないこと。
- (3) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。
- (4) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で火気を使用し、飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 施設内に爆発物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (7) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について指定管理者が長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て定める事項

(損傷又は滅失の届出)

第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(利用後の処理)

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、これを清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第7条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第5条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について教育委員会がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第9条 条例第11条第3号の教育委員会規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(別記様式)

(第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

印

長野県山岳総合センターの指定管理者の指定を受けたいので、長野県山岳総合センター条例第7条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び団体の名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。